

兵庫県公報

平成19年12月25日 火曜日 第 1939 号

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示

ページ

○県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課）	1
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	2
○県営土地改良事業の換地処分（農地整備課）	3
○土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	3
○保安林の指定（豊かな森づくり課）	3
○漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	4
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○同 上（同）	5
○過疎地域自立促進特別措置法に基づく市道の改築工事の完了（同）	5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
○宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	6
○都市計画法に基づく違反した建築物又は建築物の敷地に係る命令（まちづくり課）	6
○建築士法に基づく行政処分（東播磨県民局）	6
○同 上（西播磨県民局）	7
○同 上（東播磨県民局）	7
○同 上（西播磨県民局）	8
○昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正（会計課）	8

公 告

○特約業者の指定の取消し（税務課）	8
○掘切川水系河川整備基本方針の策定（河川計画課）	9
○育波川水系河川整備計画の策定（同）	9
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	9
○大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	9
○同 上（同）	10
○落札者等の公示（管理課）	11
○同 上（同）	12

公安委員会告示

○警備員指導教育責任者講習の実施	12
------------------	----

内水面漁場管理委員会公告

○漁業法に基づく指示	15
------------	----

告 示

兵庫県告示第 1288 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税に係る徴収金の収納の事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項及び県税等に係る財務規則の

特例に関する規則（昭和39年兵庫県規則第33号）第8条第2項の規定に基づき、その内容を告示する。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 収納受託者の所在地、名称及び代表者氏名
 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
 株式会社 ゆうちょ銀行
 代表執行役 古川 洽 次
- 2 委託事務
 収納受託者の本支店、出張所及び郵便局等における県税に係る徴収金の収納事務
- 3 委託年月日
 平成19年10月1日から平成20年3月31日まで
- 4 収納の手続等
 収納受託者は、県税に係る徴収金を収納したときは、納税者等に領収証書等を交付するものとする。
 なお、その他の収納手続等については、県税徴収金収納事務委託契約書による。

~~~~~

兵庫県告示第 1289 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
 バンドー化学株式会社 加古川工場  
 加古川市平岡町土山648  
 工場長 塩 山 務
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 バンドー化学株式会社 加古川工場  
 加古川市平岡町土山648
  - (3) 特定施設に関する事項

|                     |                            |     |     |
|---------------------|----------------------------|-----|-----|
| 種 類                 | 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設       |     |     |
| 能 力                 | 10m/分                      |     |     |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日   | 許可後                        |     |     |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日   | 着手後2週間                     |     |     |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日   | 完成後                        |     |     |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | 24時間連続                     |     |     |
| 使用時間の季節的変動の概要       | なし                         |     |     |
|                     | 区 分                        | 通 常 | 最 大 |
|                     | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水 素 指 数) | 7~9 | 7~9 |

|                                                  |                              |     |     |
|--------------------------------------------------|------------------------------|-----|-----|
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値          | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)      | 80  | 130 |
|                                                  | 浮遊物質<br>(単位 mg/L)            | 70  | 220 |
|                                                  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 6   | 14  |
|                                                  | フェノール類含有量<br>(単位 mg/L)       | 0.5 | 0.5 |
|                                                  | 亜鉛含有量<br>(単位 mg/L)           | 1   | 2   |
|                                                  | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)           | 2   | 2   |
|                                                  | りん含有量<br>(単位 mg/L)           | 2   | 3   |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                              | 3   | 5   |

備考 汚水等は、公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年12月25日から平成20年1月15日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び加古川市環境部環境政策局環境政策課

兵庫県告示第 1290 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年11月28日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）寺谷地区の換地処分をした。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第 1291 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市の名称 | 地区名  |
|------|------|
| 淡路市  | 深草地区 |

兵庫県告示第 1292 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町歌長字譲葉2226、2230、2231、2232（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字譲葉2230・2232（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2231
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1293号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

| 加 入 区   |                                                                                                  | 同意成立年月日    |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 区 域 名   | 区 分                                                                                              |            |
| 浜 坂 区 域 | 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び総トン数20トン以上100トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業及び網漁具を定置して営む漁業 | 平成19年12月9日 |

兵庫県告示第1294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年12月25日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年12月25日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域          |    |                 |               |    |
|--------------|--------------------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間                | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道           | 姫路市夢前町戸倉字川西860番1から | 旧  | 6.0から<br>10.0まで | 135.0         |    |

|          |                   |   |                  |       |  |
|----------|-------------------|---|------------------|-------|--|
| 山之内勘野姫路線 | 同 市夢前町戸倉字川西962番まで | 新 | 10.0から<br>10.0まで | 135.0 |  |
|----------|-------------------|---|------------------|-------|--|

兵庫県告示第 1295 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年12月25日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年12月25日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域            |    |                 |               |    |
|--------------|----------------------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間                  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>上内膳塩尾線 | 洲本市安乎町平安浦字山口1209番3から | 旧  | 4.0から<br>9.0まで  | 227.0         |    |
|              | 同 市安乎町中田字樫田256番4まで   | 新  | 6.0から<br>11.0まで | 236.0         |    |

兵庫県告示第 1296 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により、道路改築工事を兵庫県において完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により告示する。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

|           |                                          |
|-----------|------------------------------------------|
| 路 線 名     | 市道 谷下三方線                                 |
| 工 事 区 間   | 宍粟市波賀町小野字アカマタ1番1から<br>同 市波賀町谷字ナコウジ76番4まで |
| 工 事 の 種 類 | 市道改良工事                                   |
| 工事完了の期日   | 平成19年12月20日                              |

兵庫県告示第 1297 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

| 区 域 名 | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町大字名 | 小 字 名 | 地 番 |
|-------|-------|-------|------|-------|-----|
|       |       |       |      |       |     |

|        |     |             |  |                                                                                                                                                                        |
|--------|-----|-------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鶯の森(2) | 川西市 | 鶯が丘<br>鶯の森町 |  | 25番1の一部<br>27番1の一部、27番3、27番14の一部、<br>27番40から27番42、27番56、228番1の<br>一部、228番9から228番11の各一部、228<br>番16の一部、228番18から228番20、228<br>番23の一部、228番25の一部、229番1、<br>229番3、230番、267番1 |
|--------|-----|-------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

~~~~~

兵庫県告示第 1298 号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 被処分者
商号又は名称 株式会社山一殖産
代表者氏名 金 文 秀
事務所所在地 西宮市西田町5番4-301号
免許番号 兵庫県知事(2)第203377号
免許年月日 平成16年10月12日
 - 2 処分の内容
免許の取消し
- ~~~~~

兵庫県告示第 1299 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定により、違反した建築物又は建築物の敷地について次のとおり命じた。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 命令番号
兵庫県命令神北（県整）第1213号
 - 2 命令年月日
平成19年12月12日
 - 3 建築物又は建築物の敷地の位置
川辺郡猪名川町差組字箱木原33番27
 - 4 建築物又は建築物の敷地の用途及び規模
木造平屋建て倉庫（延べ面積 約20平方メートル）
 - 5 命じた措置
(1) 当該建築物を平成20年2月15日までに除却すること。
(2) 上記の措置がとられるまでの間、当該建築物の使用を直ちに禁止する。
 - 6 命令を受けた者の住所及び氏名
川西市清和台東2丁目2番地の65
八 田 忠 幸
- ~~~~~

兵庫県告示第 1300 号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項の規定に基づき、

次のとおり公告する。

平成19年12月25日

東播磨県民局長 大鳥 裕 士

- 1 処分年月日
平成19年12月6日
- 2 建築士の氏名
松 岡 邦 夫
- 3 建築士の区分及び登録番号
(二級) 第11259号
- 4 処分の内容
平成19年12月25日から平成20年1月24日までの1月間の業務停止
- 5 処分の原因となった事実
上記建築士は、明石市大久保町西脇64番地の土地に係る建築物の増築に関し、設計及び工事監理の委託を受けたにもかかわらず、建築士法第24条の5に規定される書面交付を怠った。
このことは、同法第10条第1項第2号に該当する。

兵庫県告示第 1301 号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年12月25日

西播磨県民局長 高井 芳 朗

- 1 処分年月日
平成19年12月5日
- 2 建築士の氏名
清 水 鐵 也
- 3 建築士の区分及び登録番号
(二級) 第8664号
- 4 処分の内容
平成19年12月25日から平成20年1月24日までの1月間の業務停止
- 5 処分の原因となった事実
上記建築士は、株式会社大盛工務店二級建築士事務所の管理建築士であり、平成9年8月11日以降建築士法第23条第3項に規定する建築士事務所の更新の登録を受けずに、他人の求めに応じ報酬を得て設計等を業として行っていた。
このことは、同法第10条第1項第1号に該当する。

兵庫県告示第 1302 号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による処分をしたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年12月25日

東播磨県民局長 大鳥 裕 士

- 1 処分をした年月日
平成19年12月6日
- 2 建築士事務所の名称
MK設計工房二級建築士事務所
- 3 建築士事務所の所在地
加古郡播磨町本荘1-4-10
- 4 建築士事務所の開設者の氏名
松 岡 邦 夫
- 5 建築士事務所の区分及び登録番号

(二級) 第400312号

6 処分の内容

平成19年12月25日から平成20年1月24日までの1月間の建築士事務所の閉鎖

7 処分の原因となった事実

上記建築士事務所を管理する建築士が、平成19年12月6日に、建築士法第10条第1項の規定により東播磨県民局長から1月間の業務停止の処分を受けた。

このことは、同法第26条第2項第4号に該当する。

兵庫県告示第 1303 号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による処分をしたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年12月25日

西播磨県民局長 高井 芳朗

1 処分をした年月日

平成19年12月5日

2 建築士事務所の名称

株式会社大盛工務店二級建築士事務所

3 建築士事務所の所在地

赤穂市山手町13番地の20

4 建築士事務所の開設者の氏名

株式会社大盛工務店代表取締役 清水 鐵也

5 建築士事務所の区分及び登録番号

(二級) 第502046号

6 処分の内容

平成19年12月25日から平成20年1月24日までの1月間の建築士事務所の閉鎖

7 処分の原因となった事実

上記建築士事務所を管理する建築士が、平成19年12月5日に、建築士法第10条第1項の規定により西播磨県民局長から1月間の業務停止の処分を受けた。

このことは、同法第26条第2項第4号に該当する。

兵庫県告示第 1304 号

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、平成20年1月1日から施行する。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸 敏三

教育委員会の管理に属するもの中「新宮高等学校」を「新宮高等学校 龍野北高等学校」に改める。

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第161条の3第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸 敏三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消年月日

竹内商事 株式会社

尼崎市塚口町3丁目38-9

平成19年10月31日

堀切川水系河川整備基本方針の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川堀切川水系に係る河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画課、阪神南県民局県土整備部西宮土木事務所において公表する。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

育波川水系河川整備計画の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川育波川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画課、淡路県民局県土整備部洲本土事務所において公表する。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
淡路市育波字塩焼408番1、413番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
豊中市庄内西町五丁目1番19号
株式会社オージョイフル 代表取締役 矢島和久
- 3 許可年月日及び許可番号
平成19年8月20日
兵庫県指令淡路（建）第1-3号（19淡路）

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームセンターコーナン川西久代店
所在地 川西市久代6丁目19番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 丸紅不動産株式会社
代表者の氏名 福本憲司
住所 東京都港区芝五丁目20番6号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 丸紅不動産株式会社
 代表者の氏名 田中輝雄
 住所 大阪市北区西天満三丁目14番16号

イ 変更後

名称 丸紅不動産株式会社
 代表者の氏名 福本憲司
 住所 東京都港区芝五丁目20番6号

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の位置

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成19年4月10日

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

平成19年12月12日

5 届出年月日

平成19年11月29日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年12月25日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年4月25日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ショッピングデパート津名
 所在地 淡路市志筑新島10番地3

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
株式会社マイカル	川本敏雄	大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
津名商業協同組合	河野健	淡路市志筑新島10番地2、3、4

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社マイカル

代表者の氏名 岡田元也
住所 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

イ 変更後

名称 株式会社マイカル
代表者の氏名 川本敏雄
住所 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社マイカル	岡田元也	大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
株式会社ワッツ	近石弘	大阪府東大阪市中鴻池町2丁目1番64号
片山歳英		津名郡五色町広石中126
高崎高子		洲本市宇原39番地の12
有限会社ナツコヤ	船井清孝	洲本市本町6丁目2番20号
有限会社小松商事	小松敏幸	徳島県阿波郡市場町大字山野上字大西185番地の2

他21者

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社マイカル	川本敏雄	大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
株式会社関西ワッツ	平岡史生	大阪市中央区城見1-4-70
スナップス販売株式会社	西原浩二	千葉市美浜区中瀬2-6
株式会社大創産業	矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
株式会社ハニーズ	江尻義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1

他21者

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成18年5月17日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成18年5月17日ほか

5 届出年月日

平成19年11月26日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び淡路県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年12月25日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年4月25日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年12月25日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
大型バス 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成19年12月3日
- 4 落札者の名称及び住所
三菱ふそうトラック・バス株式会社
神戸市東灘区向洋町東2丁目2番1号
- 5 落札金額
44,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般
- 7 入札公告をした日
平成19年10月23日

~~~~~

#### 落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年12月25日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
中型バス 5台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成19年12月3日
- 4 落札者の名称及び住所  
神戸日野自動車株式会社  
神戸市東灘区向洋町西5丁目11番
- 5 落札金額  
71,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成19年10月23日

#### 公安委員会告示

##### 兵庫県公安委員会告示第350号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年12月25日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

## (1) 警備業務の区分

警備業法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

## (2) 実施日

## ア 新規取得講習

平成20年2月4日（月）から同月12日（火）までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）6日間

## イ 追加取得講習

平成20年2月7日（木）から同月12日（火）までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）3日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

## (4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、2月12日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

## 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

## 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

## (1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の交付を受けているもの

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けているもの

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（3号業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。）で、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の交付を受けているもの

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る旧合格証の交付を受けているもの

オ 旧2級検定に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事しているもの

## 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成20年1月7日（月）から同月18日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

## 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

## 6 申込時の提出書類

## (1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(ア) 前記 3 の(1)のイに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(イ) 前記 3 の(1)のイに該当する者については、1 級の検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 前記 3 の(1)のウに該当する者については、2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(エ) 前記 3 の(1)のエに該当する者については、旧 1 級検定に係る旧合格証の写し

(オ) 前記 3 の(1)のオに該当する者については、旧 2 級検定に係る旧合格証の写し及び当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## (2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(ア) 前記 3 の(2)のイに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(イ) 前記 3 の(2)のイに該当する者については、1 級の検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 前記 3 の(2)のウに該当する者については、2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(エ) 前記 3 の(2)のエに該当する者については、旧 1 級検定に係る旧合格証の写し

(オ) 前記 3 の(2)のオに該当する者については、旧 2 級検定に係る旧合格証の写し及び当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## 7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

## 8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

## 9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、申込人員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

## 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 8 階  
社団法人兵庫県警備業協会

## 11 問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線 3046

(3) 社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166

## 内水面漁場管理委員会公告

## 兵内漁委指示第53号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成19年12月10日に次のとおり指示した。

平成19年12月25日

兵庫県内水面漁場管理委員会  
会長 秋 武 宏

## 1 指示内容

## (1) 持ち出し放流の禁止

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面においては、採捕したコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）を持ち出し他の水域に放流してはならない。

## (2) 持ち込みの制限等

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、次のことを遵守すること。

ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。

## ア 放流の制限

コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

- (ア) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。
- (イ) PCR検査により陰性が確認されたコイ群であること。

## イ 遺棄の禁止

生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

## 2 指示の期間

平成20年1月1日から同年12月31日まで